

品川区総合教育会議設置要綱

制定 平成 27 年 3 月 31 日 要綱第 162 号

改正 令和 6 年 3 月 5 日 要綱第 70 号

(目的)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。)第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、品川区の教育に資するため、品川区総合教育会議(以下「会議」という。)を設置する。

(構成員)

第 2 条 会議は、区長および教育委員会をもって構成する。

(会議)

第 3 条 会議は、区長が招集し、会務を総理する。

2 会議は、区長が定める日に開催するものとする。

3 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、区長に対し、協議すべき事項を示して会議の招集を求めることができる。

4 区長および教育委員会は、会議における事務の調整の結果を尊重するものとする。

(意見の聴取)

第 4 条 会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者または学識経験を有する者の出席を求め、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 5 条 会議は公開で行う。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、または会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りではない。

(議事録)

第 6 条 区長は、会議の終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを品川区ホームページに掲載する等の方法により公表する。ただし、前条ただし書きに規定する場合にあっては、当該議事録の一部または全部を公表しないことができる。

(庶務)

第 7 条 会議の庶務は、区長室総務課で行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。